

事務使用欄

【受験申込区分】

大学用

区分A

区分B

卒業

**公認心理師試験
卒業証明書・科目履修証明書**
[公認心理師法施行規則第1条の2に規定する科目]

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生 年 月 日				
氏 名	(姓)	(名)					
大学名					(西暦) 年 月 日 生		
学部・学科 ・コース							
入学年月	(西暦)	年	月	卒業年月		(西暦)	年

大学における必要な科目	
1	公認心理師の職責
2	心理学概論
3	臨床心理学概論
4	心理学研究法
5	心理学統計法
6	心理学実験
7	知覚・認知心理学
8	学習・言語心理学
9	感情・人格心理学
10	神経・生理心理学
11	社会・集団・家族心理学
12	発達心理学
13	障害者・障害児心理学
14	心理的アセスメント
15	心理学的支援法

大学における必要な科目	
16	健康・医療心理学
17	福祉心理学
18	教育・学校心理学
19	司法・犯罪心理学
20	産業・組織心理学
21	人体の構造と機能及び疾病
22	精神疾患とその治療
23	関係行政論
24	心理演習
25	心理実習（実習の時間が80時間以上のものに限る。）

- (注) 1 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
- 2 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
- 3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、試験の無効及び公認心理師の登録の取消し等を行います。

【参考】

法第8条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

第2項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。

法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学において、大学における必要な科目と定められた上記科目又は同科目に該当するものとして取り扱う開講科目（※）をすべて修めてその課程を卒業したことを、証明します。
※ 平成29年9月15日付「29文科初第879号・障発0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について」参照

(西暦) 年 月 日

所在地

大学名

大学代表者氏名

印

事務使用欄
※何も記入しないでください。

A

B

A

B